

条例の目指す社会(理念)について(案)

- 京都府政運営の基本方針である「明日の京都」中期計画において、障害のある人もない人も、ともに社会の一員として、安心していきいきと暮らせるよう、条例を制定することを位置付け(平成23年1月)。
- この条例によって、次のような京都づくりを目指していく。
 - ・ 障害のある人もない人も、障害の有無によって分け隔てられることない
 - ・ 障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合う
 - ・ 障害のある人もない人も、社会の一員として、共に安心していきいきと暮らせる

さんこう (参考)

- 障害者の権利に関する条約(仮訳文)
 - ・ すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的(第1条)
- 障害者基本法
 - ・ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現(第1条)
- 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」
 - ・ 障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそが、私たちが目指すべき地域社会(前文)
 - ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資する(第1条)

○「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」

- ・障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進(第1条)
- ・「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくり(第2条)

○「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」

- ・障がいのある人と障がいのない人とが互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指す(前文)
- ・障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進(第1条)

○「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

- ・障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現(前文)
- ・全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与(第1条)